森林組合法施行規則の一部を改正する省令

森林組合法施行規則（平成十八年農林水産省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（森林組合連合会の員外利用制限の特例） **第百六条**　（略） 2　法第百一条第八項の農林水産省令で定める事業は、同条第一項第一号の二、第一号の三、第四号から第八号まで、第十号及び第十号の二に掲げる事業（第六号に掲げる事業にあっては、国及び地方公共団体に利用させる場合に限る。）並びにこれらの事業及び同項第二号に掲げる事業に附帯する事業とする。	（森林組合連合会の員外利用制限の特例） **第百六条**　（略） 2　法第百一条第八項の農林水産省令で定める事業は、同条第一項第四号から第八号まで、第十号及び第十号の二に掲げる事業（第六号に掲げる事業にあっては、国及び地方公共団体に利用させる場合に限る。）並びにこれらの事業及び同項第二号に掲げる事業に附帯する事業とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

○会計検査院規則第一号

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則及び計算証明規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年四月一日　　会計検査院長　柳　麻理

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則及び計算証明規則の一部を改正する規則

（会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部改正）

第一条　会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第五局上席調査官（情報通信・郵政担当）の事務分掌事項欄中「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に改める。

（計算証明規則の一部改正）

第二条　計算証明規則（昭和二十七年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の項を次のように改める。

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構	独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第百一号）第二十七条
	同法第二十五条第二項
	独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法施行令（平成十九年政令第二百三十四号）第二条第一項本文

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

○会計検査院規則第二号

会計検査院事務総局定員規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年四月一日　　会計検査院長　柳　麻理

会計検査院事務総局定員規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局定員規則（昭和二十九年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

「千二百四十六人」を「千二百四十九人」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

○会計検査院規則第三号

会計検査院法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年四月一日　　会計検査院長　柳　麻理

会計検査院法施行規則の一部を改正する規則

会計検査院法施行規則（昭和二十二年会計検査院規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「総括審議官一人」の下に「、公文書監理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）」を加え、同条第六項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

公文書監理官は、命を受け、事務総局の所掌事務に関する公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報の保護の適正な実施の確保に係る重要事項についての事務並びに関係事務を総括整理する。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。